

チーム登録と選手の登録・移籍についての確認事項 H31.3.2～

1 加盟登録

- (1) JVA-MRSにチーム登録をしていること。
- (2) 県協会に登録届と加盟登録料2500円(県小連加盟登録料1000円を含む)を提出し、登録を認められていること。
- (3) 団体所在地により、県小連規約の第6条2に定められた名古屋、尾張、西三河、東三河のいずれかの支部に所属すること。
 - ※ 団体所在地とは、代表者(団体・企業の場合は会社など)の所在地、あるいは主な活動場所の住所とする。

2 選手登録と移籍

選手の登録と移籍については、JVAの「チーム及び選手登録規程」と、日小連の「日本小学生バレーボール連盟加盟団体登録及び個人登録規程」に準ずる。

(1) 選手登録について

- ① 登録するチームは、上記1に該当するチームとする。
- ② 居住している支部内のチームに登録することとする。
 - ※ 転居など特別な事情による在住支部の変更と会長が認めた場合は、引き続き従前のチームに在籍することができる。
 - ※ **支部をまたいだ登録になる場合は、所属支部長へ連絡し、該当支部長双方の合意のもと、会長の承認を得ること。**

(2) 選手移籍について

- ① 所属していたチームが解散・廃部となった場合は、移籍には当たらない。
- ② 移籍した選手は、移籍後最初の大会(県小連が主催または主管する大会で、一連する支部、県、東海、全国のすべての大会)においては、チーム構成員としては承認されていても、試合に出場することはできない。

例1 全日本小学生大会後に移籍した選手は、新人大会には出場できない。

例2 新人大会後に移籍した選手は、全日本小学生大会には出場できない。

※ 転居など特別な事情による移籍と会長が認めた場合は、移籍後最初の大会から試合に出場することができる。

※ 大会後とは該当の支部大会開催日以後のことを指す。

3 合同チームの編成

- (1) 登録が6名に満たない2チームが合同チームを編成し、大会に出場することができる。
- (2) 合同チームを編成できるのは、同支部内のチームに限る。
- (3) その場合、新たに合同チームとしてJVA-MRSに登録する必要はない。
- (4) JVA-MRSの登録メンバーを削り、在籍人数を故意に少なくする等、強化策としてチーム編成をしない。
- (5) (4)に違反していると認められた場合、支部大会、県大会、全国大会に出場できない。